

廃棄物海洋投入処分許可申請書

新港 第 244 号  
2019年 2月 13日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 新潟県新潟市中央区竜が島1丁目6-6

氏 名 新潟県新潟地域振興局

新潟港湾事務所長 藤塚 惣一

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船 船  
~~第18条の2第1項~~ の規定により、~~海洋施設~~ からの  
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：新潟港（西港地区）泊地の浚渫により発生する水底土砂であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年4月1日～2024年3月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 150,000 m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年4月1日～2020年3月31日：30,000m <sup>3</sup> 2020年4月1日～2021年3月31日：30,000m <sup>3</sup> 2021年4月1日～2022年3月31日：30,000m <sup>3</sup> 2022年4月1日～2023年3月31日：30,000m <sup>3</sup> 2023年4月1日～2024年3月31日：30,000m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の点を中心とした半径250mの円内の海域。 北緯38°0′0.577″、東経139°4′7.413″ (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

新潟県 環境省  
水・大気環境局 水環境課  
(日本工業規格 A列4番)  
平成 31.2.13  
環水大収第1902/31号